民法　司法令７－１７　肢オ

第１　肢の結論

正しい

第２　消費貸借契約において貸主が相当な期間を定めずに返還を催告したときの取扱い

１．問題の所在

金銭消費貸借契約において，返還の時期を定めなかった。その後，貸主が相当の期間を定めずに返還の催告をした。このとき，借主は，いつ履行遅滞になるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

相当の期間を定めずに催告をしても，催告そのものは有効になる。したがって，借主は，相当の期間を経過した時から履行遅滞の責任を負う。したがって，肢は正しい。

（２）理由

まず，消費貸借契約において，当事者が返還時期を定めなかったときは，貸主は，相当の期間を定めて催告することができる（５９１条１項）。

本来は，履行期を定めなかったときは，請求した時から遅滞（４１２条３項）となるが原則だが，消費貸借契約は，返すものがないから借りているのであり，すぐに履行遅滞とするのは，借主に酷である。そこで，調達の期間を設けて，借主を保護するのが目的である。もっとも，本件の場合，貸主が相当の期間を定めずに催告をしており，５９１条１項の要件を欠いている。

したがって，本件の催告が，法律要件を欠くものとして無効ではないかという問題があるが，採用できない。理由は以下の通りである。

仮に無効とすると，やり直しが必要であり，手続上迂遠になる。返還を希望する旨の貸主の意思は伝わっている。したがって，貸主を保護する必要がある。

５９１条１項で，「相当の期間」を定めることを要した趣旨は，調達の機会を確保するためである。返還の意思が伝わっている以上，借主には，調達の必要性が伝わっている。また，本件の催告の瑕疵は，手続上のものであり軽微である。

したがって，催告そのものは，無効にならない。

よって，結論通り，相当の期間経過後に，履行遅滞となる。

以上